保 護 者 の 方 へ　　ーく す り に つ い てー

1　お子さんの薬は、本来は保護者が登園して与えていただくのですが、緊急止むを得ない理由で保護者が登園できないときは保護者と園側で話し合いのうえ、保育園の担当保育士が保護者に代わって与えます。この場合は、万全を期するため「連絡票」に必要事項を記載していただき、くすりに添付して保育園に手渡していただきます。
2　くすりは、お子さんを診察した医師が処方し調剤したもの、或いはその医師の処方によって薬局で調剤したものに限ります。
3　保護者の個人的な判断で持参したくすりは、保育園としては対応できません。
4　座薬の使用は原則として行いません。
5　「熱が出たら飲ませる」「咳が出たら…」「発作が起こったら…」というように症状を判断して与えなければならない場合は、保育園としてはその判断ができませんので、そのつど保護者にご連絡することになりますのでご了承ください。
6　慢性の病気（気管支喘息、てんかん、糖尿病、アトピー性皮膚炎などのように経過が長引くような病気）の、日常における与薬や処方については、保育所保育指針（厚生労働省）によって、子どもの主治医または嘱託医の指示書に従うとともに相互の連携が必要です。
7　持参するくすりについて
　①医師が処方したくすりには必ず「連絡票」を添付して下さい。なお医師からの具体的な指示書がある場合には、それも添付して下さい。
　②使用するくすりは1回ずつに分けて、当日分のみご用意下さい。
　③袋や容器にお子さんの名前を記載して下さい。
8　主治医の診断を受けるときは、お子さんが現在〇〇時から〇〇まで保育園に在園していることをお伝え下さい。

連　絡　票（保護者記載）　園保管分　　平成　　年　月　日記

依頼者　保護者氏名　　連絡先　　電話 こども氏名　　クラス名						
病名（又は症状）　　**主治医**　　電話 （　　）病院・医院						
①持参したくすりは　平成　　年　　月　　日に処方された　　日分のうちの本日分						
②保管は　・室温　・冷蔵庫　・その他（　　）						
③くすりの剤型　・粉　・液（シロップ）　・外用薬　・その他（　　）						
④くすりの内容　・抗生物質　・解熱剤　・咳止め　・下痢止め　・かぜ薬　・外用薬						
⑤使用する時間　・午前　・午後　　時　　分　又は食事（おやつ）の　　分前・　　分あと その他具体的に（　　）						
⑥外用薬などの使用法						
⑦その他の注意事項　　**薬剤情報提供書**　・あり　・なし						
保育園記載 投与者サイン	月　日 時　分	月　日 時　分	月　日 時　分	月　日 時　分	月　日 時　分	月　日 時　分

---------- き　り　と　り ----------

連　絡　票（保護者記載）　保護者保管分　　平成　　年　月　日記

依頼者　保護者氏名　　連絡先　　電話 こども氏名　　クラス名						
病名（又は症状）　　**主治医**　　電話 （　　）病院・医院						
①持参したくすりは　平成　　年　　月　　日に処方された　　日分のうちの本日分						
②保管は　・室温　・冷蔵庫　・その他（　　）						
③くすりの剤型　・粉　・液（シロップ）　・外用薬　・その他（　　）						
④くすりの内容　・抗生物質　・解熱剤　・咳止め　・下痢止め　・かぜ薬　・外用薬						
⑤使用する時間　・午前　・午後　　時　　分　又は食事（おやつ）の　　分前・　　分あと						
⑥外用薬などの使用法						
⑦その他の注意事項　　**薬剤情報提供書**　・あり　・なし						
保育園記載 投与者サイン	月　日 時　分	月　日 時　分	月　日 時　分	月　日 時　分	月　日 時　分	月　日 時　分